

秘密保持契約書

コミュニティケア&キュア株式会社（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は、従業者の秘密保持に関する措置にあたり（以下「本目的」という。）、相互に開示される
秘密情報の取扱いについて、以下の通り秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結す
る。

第1条（秘密情報）

本契約において、秘密情報とは、一方当事者（以下秘密情報を開示する側を「開示当事者」と
いう。）が他方当事者（以下秘密情報を受領する側を「受領当事者」という。）に対して、本
目的のために、開示の方法及び媒体を問わず、秘密情報である旨を明示して開示した一切の情
報をいう。ただし、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。

- ①開示された時点において、既に公知であった情報
- ②開示された後に受領当事者の責任によらないで公知になった情報
- ③開示された時点において、受領当事者が既に了知していた情報
- ④正当な権限を有する第三者から、受領当事者が秘密保持義務を負うことなく適法に取得した
情報

第2条（秘密保持）

受領当事者は、秘密情報について秘密を保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾
なしに第三者に対して秘密情報を開示または漏洩してはならない。

2. 受領当事者は、前項の規定に基づき第三者に対し秘密情報の開示をする場合は、本契約に定
める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、
当該第三者においてその義務違反があった場合には、受領当事者による違反として、開示当事者
に対して責任を負う。

3. 第1項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令または裁判所、監督官庁、その他受領当事
者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則もしくは命令にしたがい必要な範囲において秘
密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、かかる開示を行った場合は、その旨を

直ちに開示当事者に対して通知する。

第3条（目的外使用の禁止）

受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を、本目的以外のために使用してはならない。

第4条（複製）

受領当事者は、本目的のために必要な範囲で秘密情報を複製することができる。

2. 受領当事者は、前項の複製により生じた情報についても秘密情報として取り扱うものとし、本契約に基づく義務を負う。

第5条（返還または破棄）

受領当事者は、本契約が終了した場合または開示当事者の請求がある場合は、複製を含む秘密情報を構成する一切の資料を直ちに開示当事者に返還し、返還が困難な場合は直ちに破棄する。

2. 受領当事者は、前項に基づく義務が履行されたことを証明する書面を開示当事者に提出する。

第6条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約上の権利義務または本契約上の地位を、第三者に譲渡、移転その他の方法により処分してはならない。

第7条（責任及び損害賠償）

本契約に違反した当事者は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

第8条（有効期間）

本契約は、本契約締結日から1年間有効とし、その後は、期間満了1ヶ月前までに、甲または乙から相手方に通知がない限り、1年ごとの期間について自動更新される。

2. 第2条（秘密保持）、第5条（返還または破棄）、第7条（責任及び損害賠償）、第9条（合意管轄）の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第9条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

20 年 月 日

（甲） コミュニティケア&キュア株式会社代表取締役伊藤公介

（乙）